

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇訓令 県の勤務時間及び職員勤務時間に関する規程の一部改正
- ◇告示 休憩時間に関する規程の一部改正
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 医療機関の指定
- 土地改良事業計画の縦覧
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良区の定款変更認可
- 保安林の指定解除
- 炭その発生
- 炭その予防に関する規則による区域の指定

## 訓令

### 鳥取県訓令第三号

庁 中 一 般

各 府 政 務 所 長

県の勤務時間及び職員勤務時間に関する規程（昭和二十四年一月鳥取県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一条中「午前八時十五分から午後五時」を「午前八時三十分から午後五時十五分」に、「午前八時十五分から午後零時十五分」を「午前八時三十分から午後零時三十分」に改める。

第二条中「午前八時十五分から午後五時」を「午前八時三十分から午後五時十五分」に、「午前八時十五分から午後零時十五分」を「午前八時三十分から午後零時三十分」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取県訓令第4号

庁 中 一 般  
各 麻 長  
各 勞 政 事 務 所 長

休息時間に関する規程（昭和二十四年一月鳥取県訓令第  
第三号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条中「十二時から十二時十五分」を「午後零時か  
ら午後零時十五分」に、「午後三時から午後三時十五分」  
を「午後五時から午後五時十五分」に改め、同条に次の  
但書を加える。

但し、土曜日については午後零時十五分から午後零時  
三十分までとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条  
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が  
退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

本庄村恩志土地改良区

理事	武田 一	岩美郡岩美町大字恩志
〃	山本 正家	〃
〃	前川 直十郎	〃
〃	前川 信次	〃
〃	奥村 健治	〃
〃	村島 富藏	〃
〃	村上 岩藏	〃
監事	奥村 武男	〃

湖東大浜土地改良区

〃	西川 甚八	〃
理事	小玉 竹藏	鳥取市賀露町
〃	渡部 重治	〃
〃	奥田 平治	〃
〃	米田 松治	〃
〃	奥村 秀治	湖山町
〃	山根 幸一	〃
〃	杉田 光好	〃
〃	星見 重藏	〃
〃	山根 寿三郎	〃
〃	竹本 重美	伏野
〃	村山 定太郎	〃
〃	川口 千賀治	賀露町
監事	大久保 豊	湖山町
〃	中谷 実義	三津

就任した役員の名及び住所  
本庄村恩志土地改良区

理事 奥村 節 岩美郡岩美町大字恩志

〃	山本 誠	〃
〃	前川 直十郎	〃
〃	前川 信次	〃
〃	奥村 健治	〃
〃	山本 盛之助	〃
〃	浦野 裕憲	〃
監事	奥村 武男	〃
〃	西川 甚八	〃
湖東大浜土地改良区		
理事	小玉 竹藏	鳥取市賀露町
〃	奥田 平治	〃
〃	敦賀 久太郎	〃
〃	石黒 圭太郎	〃
〃	奥村 秀治	湖山町
〃	山根 幸一	〃
〃	杉田 光好	〃
〃	星見 重藏	〃

山根 寿三郎	伏野
竹本 重美	大工町頭
村山 定太郎	馬場町
入江 昶	賀露町
渡辺 改治	湖山町
渡辺 重治	三津
大久保 豊	湖山町
田中 文太郎	三津
山田 潔	湖山町

鳥取県告示第七十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十年二月十五日

名 称	鳥取県知事 遠 藤 茂
所 在 地	管轄保健所
大谷医院	鳥取県八頭郡若桜町大字 那家保健所
	若桜一九四

中山医院	鳥取市茶町九番地	鳥取
消化器病研究所	鳥取県東伯郡由良町	倉吉
附属病院		

鳥取県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十条第一項の規定により、日吉津土地改良区及び浜坂土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十年二月十六日から同年三月七日まで

三 縦覧の場所

西伯郡日吉津村役場  
鳥取市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

蚊屋井手土地改良区

監事	石原 堅明	西伯郡日吉津村大字日吉津
	黒田 定利	米子市今在家
		佐野川土地改良区

理事	山中 栄和	日野郡溝口町大字字代
	石黒 善治	西伯郡幡郷村大字大殿
	長尾 幸一	
	小村 静晴	大字坂長
	西村 英雄	
	実松 政寿	
	船橋 雄治	
	宅野 正紀	大字岩屋谷
	宅野 安治	
	岩田 知重	大字諸木
	岩田 儀太郎	
	実繁 文治	米子市別所
	杉村 正市	
	富士川 堯	諏訪
	湯原 孝夫	
	杉村 範二	別所
	湯原 務	
		諏訪

就任した役員の名及び住所  
蚊屋井手土地改良区

理事	小原 俊	西伯郡春日村大字一部
"	米沢 脩一	米子市二本木
監事	高口 徳重	西伯郡日吉津村大字日吉津
"	黒田 定利	米子市今在家
"	中原 茂	西伯郡春日村大字下新印
"	神馬 篤重	大幡村大字吉長
佐野川土地改良区		
理事	山中 栄和	日野郡溝口町大字字代
"	石黒 善治	西伯郡幡郷村大字大殿
"	長尾 幸一	"
"	小村 静晴	大字坂長
"	堀尾 栄寿	"
"	西村 英雄	"
"	船橋 雄治	"
"	宅野 光輝	"
"	神原 仲乳	大字岩屋谷

"	岩田 知重	大字諸木
"	岩田 幸	"
"	富士川 堯	米子市諏訪
"	生田 彌範	"
"	諸田 巖	別所
"	杉村 範二	"
監事	西村 尊	西伯郡幡郷村大字坂長
"	湯原 孝夫	米子市諏訪
"	杉村 勇	別所
宝ヶ瀬溜池土地改良区		
理事	田中 要	西伯郡宇田川村大字福瀬
"	松原 邦博	"
"	田中 又善	"
"	前田 登一	大和村大字平岡
"	田中 実貴夫	"
監事	田中 一男	宇田川村大字福瀬
"	瀬戸 規一郎	大和村大字平岡

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、日吉津土地改良区の定款変更について、昭和三十年二月十日認可した。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項並びに同法第四十条第一項に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により、次の土地について保安林の指定を解除する。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

所在地	台帳番	台帳見込	台帳見込	解除の理由	所有者	申請者
倉吉 大原 保木	一、〇九一、七〇〇、二、五〇〇	町	町	道路敷とし て必要を認 める	倉吉市	倉吉市長 早川 忠篤
東伯 関金 明高 大境	三四ノ二	〇〇〇一	〇〇〇一	堰堤敷地と して必要を 認める	関金町明高	関金町長 鷲見 文憲
同 同 同	三五ノ三	〇〇一九	〇〇一九	同	同	同
岩美 大成 殿	一ノ奥 二二ノ一	三三三	五二五	道路敷とし て必要を認 める	大成村山崎	大成村山崎 山崎秀太郎

鳥取県告示第八十号

次のように炭そが発生したので家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の規定により公示する。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数  
患者 炭そ（牛） 一頭
- 二 発生の場所  
東伯郡北条町北尾
- 三 発生年月日  
昭和三十年二月九日

鳥取県告示第八十一号

炭そ予防に関する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）第二条及び第三条の規定による出入並びに牛、馬、めん羊、山羊、豚を集合させる催物の開催を禁止する区域を次のように指定する。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 第二条に指定する区域  
東伯郡北条町北尾
- 二 第三条に指定する区域  
東伯郡北条町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取縣鳥取市東町取縣 印刷所  
鳥取縣鳥取市東町取縣 印刷所  
鳥取縣鳥取市東町取縣 印刷所